工事仕様書 (原案)

1 工事件名

江東区立公園内原っぱ整備工事

2 工期

- ① 契約確定日の翌日(令和5年1月下旬予定)から令和5年3月31日まで
- ② 契約確定日の翌日(令和6年1月予定)から令和6年3月31日まで

3 工事場所

以下のとおりとし、別紙平面図に示す提案対象区域内で提案すること。

(1) 工期(1)

江東区立東陽五丁目公園(東陽五丁目 29番 39号) のうち 600 ㎡及び 江東区立大島四丁目第二公園(大島四丁目 21番 11号) のうち 500 ㎡

(2) 工期②

江東区立深川公園(富岡一丁目 14番 10号) のうち 850 ㎡及び 江東区立日曹橋公園(南砂三丁目 1番 1号) のうち 350 ㎡

4 業務概要

既存広場に、芝等の地被類と矮性の植物との混植による緑地(以下「原っぱ」という。) に適した土壌基盤を整備し、芝等の地被類の張付け又は植付けを行う。

5 総則

5-1 仕様書の適用範囲

- (1) この工事仕様書は、「江東区土木工事標準仕様書 令和3年10月1日」でい う特記仕様書で、「江東区立公園内原っぱ整備工事」に適用する。
- (2) この工事の施工に当たっての一般事項は、標準仕様書によるものとする。
- (3) 標準仕様書及び工事仕様書の記載内容の優先順位については、工事仕様書、標準仕様書の順によるものとする。
- (4) この工事の施工に当たっては、次に示す図書を適用する。
 - ア 東京都建設局「土木材料仕様書 令和3年」
 - イ 東京都建設局「建設局材料検査実施基準 令和3年4月」
 - ウ 東京都建設局「土木工事施工管理基準 令和2年4月」
 - 工 東京都建設局「工事記録写真撮影基準 令和2年4月」
 - 才 江東区土木部「請負者等提出書類処理基準・同実施細目 令和4年3月」
 - カ 東京都建設局「建設局標準構造図集 平成 16 年 4 月」

(令和4年4月までの差替頁含む)

- キ 東京都 「東京都建設リサイクルカ・イト・ライン 令和4年4月」
- ク 東京都 「東京都環境物品等調達方針 令和4年4月」
- ケ 東京都 「東京都建設泥土リサイクル指針 令和3年4月」
- ※ア、ウは、次の東京都建設局ホームページから入手できる。

(http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/ukeoi/index.html)

※オは、次の江東区ホームページから入手できる。

(http://www.city.koto.lg.jp/470116/kuse/keyaku/yoshiki/ukeoisya.html)

※キ、ク、ケは、次の東京都都市整備局ホームページから入手できる。

(http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html)

- (5) この工事で使用する東京都建設局発行の図書において「東京都」「都」「建設局」を「江東区」「区」「土木部」にそれぞれ読み替えるものとする。
- (6) 標準仕様書、適用図書のうち、この工事に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。
- (7) この工事に適用する図書の中で、「甲」、「乙」、「受注者」という表記については、「甲」を「発注者」、「乙」及び「受注者」を「請負者」と読み替えることとする。

5-2 工事施行の適正化

この工事における工事現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様 書によるほか、「東京都工事施行適正化推進要綱」及び別紙「工事施行の適正化 に関する特記仕様書」によるものとする。なお、「東京都工事施行適正化推進要 綱」は東京都財務局(建築工事と建物保全)のホームページから入手できる。

(1) 工事の下請け

工事の一部を他の者に請け負わせる(以下「下請負」という。)場合は、次の要件を満たす下請負人を選定する。

ア 当該下請負工事に係る施工能力を有していること。

イ 江東区の競争入札参加有資格者である場合は、入札等除外者でないこと。

(2) 不当介入に対する報告等

工事の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合(下請負人が暴力 団等から不当介入を受けた場合を含む。)は、江東区契約における暴力団等排 除措置要綱に基づく契約担当者からの要請や指導に従うとともに、監督員へ報 告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること。

5-3 設計変更

江東区契約条項第 18 条から 20 条、22 条から 25 条までに記載している設計変 更等の具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン(土木工事編)」(東京都)によるものとする。

5-4 法定外の労災保険の付保

本工事において、請負者は法定外の労災保険に付さなければならない。

5-5 昼夜間の作業区分

この工事の作業区分は、昼間作業とする。この区分に変更を要する場合は監督員の承諾を得ること。

5-6 工事中の安全対策

- (1) 工事期間中は必要に応じ誘導員を配置し、安全確保に努めなくてはならない。
- (2) 整備区域は、現場着手から次年度に実施する江東区立公園内原っぱ管理運営業務委託の養生期間終了後の開放までの間は公園利用者が立入らないように、バリケード等により適切な措置を行う。

5-7 工事用標示板の設置

公園利用者に対し、公園工事現場に関する情報を、わかりやすい標示施設で提供することにより、円滑な公園利用を確保する。

また、公園工事における工事目的物及び内容を一般の公園利用者、近隣住民に対して、わかりやすく明示することにより、工事の必要性の理解・協力が得られるように標示板を設置するものとする。

5-8 工事損害賠償

請負者は、この工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合は、江東区契約 条項第29条に基づき、誠意を持って速やかに対処すること。

また、発注者が負担すべき損害賠償費については、請負者がその原因及び根拠等を整理した上で発注者に協議すること。

なお、この工事の完了後に発生した損害についても、請負者の損害賠償責務が 発生することがあるので、同様に対処すること。

5-9 工事工程の共有

請負者は、現場着手前(準備期間内)に工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督員と共有すること。

施工中に工事工程表(クリティカルパス)に変更が生じた場合は、適切に受発 注者間で共有することとし、請負者は工程の変更理由が以下の①~⑤に示すよう な請負者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので発注者 と協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひつ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

5-10 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

本工事は、施工段階にて最新の「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン」に基づき、感染拡大防止対策を行うこと。 感染拡大防止対策を実施する上で、追加経費が必要となる場合は、受発注者間で設計変更の協議を行う。その上で、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、請負者による施工計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、契約金額の変更又は工期の延長を行うなど適切に対応する。

上記の対応を含め、感染拡大防止対策に係る経費については、請負者の責によらないものとして、既存の積算基準や工事請負契約設計変更ガイドライン(土木工事編)等に基づき変更手続きを行う。

5-11 その他

工事発注後明らかになったやむを得ない事情により、条件が異なった場合には、 監督員と協議するものとする。

6 材料

6-1 材料の仕様

- (1) この工事に使用する材料は、「土木材料仕様書」(東京都建設局)、又は同等品以上の品質・規格を有するものとし、JIS規格以外のものはJIS規格と同等品以上であることの証明を請負者の負担において提出すること。なお、定めのない材料については使用前に監督員の承諾を得ること。
- (2) 使用材料について監督員が特に必要と認めた場合は、材料検査の実施、見本品等の提出をすること。

6-2 グリーン調達制度

本工事の施工にあたっては、「令和4年度東京都環境物品等調達方針(公共工事)」で指定している特別品目のうち、「原則として使用する品目」の利用促進に努めること。

7 工事

7-1 一般事項

- (1) この工事の施工にあたっては、周辺の施設等に十分配慮し、騒音・振動の発生を極力抑えるよう細心の注意を払うこと。また、苦情が寄せられたときは、速やかに誠意をもって対応すること。
- (2) 施工にあたっては、関係諸官庁、企業等と十分打合わせを行うこと。

7-2 撤去・運搬・処分

既存ダスト舗装又は表層土を掘削・撤去する場合は、掘削・撤去したダスト舗装及び表層土は、建設発生土として適切に運搬・処分すること。

既設の植生保護マット等を撤去し、再利用しない場合は、混合廃棄物として再資源化施設に搬出し、建設資源循環の促進に努めること。搬出先は、請負者がCOBRIS等を活用し、受入条件、再資源化方法等を施設に確認したうえで適切な施設を選定すること。

7-3 土壌基盤整備

工事場所に、原っぱに適した土壌基盤を整備する。

- (1) 採用する土壌基盤の材料及び断面構造は、張付け又は植付けする芝等の 地被類及び次年度に江東区立公園内原っぱ管理運営業務委託で植付け又 は種蒔きする矮性の植物の種類(特性)を考慮し、提案すること。
- (2) 提案に当たっては、公園毎に及び公園内でエリア分けして土壌基盤の材料及び断面構造を提示することを許容し、より原っぱに適した土壌基盤の検証が行われることが望ましい。

7-4 芝等の地被類の張付け又は植付け

- 7-3で整備した土壌基盤に、芝等の地被類を張付け又は植付けする。
 - (1) 採用する地被類の種類は、次年度に江東区立公園内原っぱ管理運営業務 委託で植付け又は種蒔きする矮性の植物の種類(特性)を考慮し、提案すること。
 - (2) 整備手法(張付け又は植付け)は、採用する地被類の種類、養生期間、費用等を考慮し、提案すること。
 - (3) 提案に当たっては、公園毎に及び公園内でエリア分けして地被類の種類を提示することを許容し、より原っぱに適した地被類の種類の検証が行われることが望ましい。
 - (4) 張付け又は植付けした芝等の地被類が次年度に実施する江東区立公園 内原っぱ管理運営業務委託期間内に枯損した場合は、当該委託における検 証成果を反映して張替え又は植替えすること。

7-5 日常の維持管理等

工事期間中は、整備区域内及び整備区域周辺で、以下の事項を実施する。詳細については、業務実施前に土木部施設保全課水辺と緑の事務所と協議すること。

- (1) 整備区域周辺の遊具の安全領域が確保できない場合は、遊具を使用禁止とするなど、公園利用者の安全対策を実施すること。
- (2) 整備区域内は、状況に応じて適宜拾い掃き清掃を行うこと。
- (3) 整備区域内及び整備区域周辺は、バリケード等により区が実施する公園維持管理業務に支障が生じる場合は日常の維持管理(清掃及び既存植栽の除草・剪定など)を行うこと。

7-6 過積載の防止

この工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、東京都建設局長が定めた「過積載防止対策指針」によるものとする。

なお、「過積載防止対策指針」は東京都建設局のホームページから入手できる。 (http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/appli/ukeoi/index.html#kasekisai)

7-7 工事記録写真

- (1) この工事の工事記録写真は、電子データで提出すること。
- (2) 工事記録写真の撮影箇所・撮影頻度等は東京都建設局長が定めた「工事記録写真撮影基準」に従って撮影・整理すること。
- (3) 提出にあたっては「デジタル写真管理情報基準[国土交通省]」に基づいて電子データを電子媒体に記録して提出すること。
- (4) 個人情報等の機密性の高い電子データを納品する場合は、電子データに対して暗号化等の措置を行うこと。また、外部記録媒体で電子データを運搬する場合は、鍵付きのケース等を用いること。

7-8 デジタル工事写真の小黒板情報電子化

(1) デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化(以下、「電子黒板」という。)は次に よる。

電子黒板とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黒板の記載情報を電子的に記入するものである。

請負者が電子黒板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ申請し、承諾を得たうえで、電子黒板対象工事(以下、「対象工事」という。)とすることができる。

対象工事では、次の全てを実施すること。

ア 対象機器の導入

請負者は、電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等(以下「使用機器」という。)について、工事記録写真撮影基準(東京都建設局)第9 ⑤に示す項目の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用する。信憑性確認機能(改ざん検知機能)とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(https://www.cryptrec.go.jp/list.html)に記載している技術を使用することとする。

なお、請負者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。

使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。

また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

イ 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事における小黒板情報の電子的記入の取扱いは、「建設局工事記録 写真撮影基準」(東京都建設局)による。

なお、アにより工事記録写真撮影基準(東京都建設局)のデジタル写真による施工管理(案)3(1)①で規定されている画像編集には該当しない。

(2) 電子納品

本工事の電子黒板を用いた写真(以下、「電子黒板写真」という。)及び電子 黒板写真を監理したビューアソフトは、電子データで提出すること。

提出にあたっては「デジタル写真管理情報基準 [国土交通省]」に基づいて電子データを電子媒体に記録して提出すること。

また、納品時に受注者は JACIC が提供している「チェックシステム(信憑性チェックツール)」(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html) 等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。

7-9 悪天候時等における現場管理

請負者は、悪天候時又は震度 4 以上の地震(旧労働省労働基準局の通達に基づく安全衛生法上の悪天候、地震)が発生した場合、工事現場内及び周辺を点検し、 状況を監督員に報告すること。

また、点検項目・体制・連絡系統等を施工計画書に定めること。

7-10 事故防止の原則

請負者は、建設局「事故防止大原則」を遵守し、工事事故の防止に努めること。 (http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/appli/ukeoi/index.html#gensoku)

8 提出図書

- (1) 請負者提出書類は、原則として A4 紙で提出することとするが、道路工事等協議書、施工計画書、材料承諾書、監督員資料提出届等について、監督員より指示があった場合は、電子データも併せて提出すること。なお、これにより難い場合は、監督員と協議すること。また、次の事項を遵守すること。
 - ア ホチキス止め、厚紙の使用は禁止とする。
 - イメーカーカタログを添付する際は、コピーを提出する。
 - ウインデックスを使用する際は、白紙を挿入し貼付する。
- (2) 請負者は、工事のしゅん功に際し、次のしゅん功図書を提出すること。

しゅん功図(A3 製本)	2部
しゅん功図の電子記録媒体 (DWG 形式、PDF 形式及び TIFF 形式)	2部
工事記録写真 (CD-R 又は DVD-R)	2部
工事記録写真(写真帳)	1 部
各種施工管理資料	1 部

工事施行の適正化に関する特記仕様書

1 請負者の責務

請負者は、工事の適切な履行に関し、現場代理人や主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)に任せ切りにせず、誠意と責任をもって遂行しなければならない。

2 適切な現場代理人、監理技術者等の配置

- (1) 現場代理人は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。なお、監理技術者等と兼任する場合は、監理技術者等の規定を適用する。
- (2) 請負者が事業協同組合の場合にあっては、配置する現場代理人及び監理技術者等はその構成員の職員ではなく、当該組合と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。
- (3) 請負者は、工事の規模・内容等により、工事の適切な履行を確保する上で必要があるときは、次の各号に従い、監理技術者等の職務を補助する技術者 (以下「補助技術者」という。) を配置するものとする。
 - ア 補助技術者の人数・氏名・補助業務の内容・雇用関係・資格等を記載 した補助技術者名簿を監督員に提出するとともに、説明を求められた場 合は、これに応じなければならない。
 - イ 補助技術者は、請負者と雇用関係を有していなければならない。
- (4) 請負者が共同企業体にあっては、代表者たる特定建設業者が監理技術者を 設置し、全ての構成員が、施工する工事に対応する許可業種に係る監理技術 者または主たる工種と同種或いは類似する工事の経験を有する主任技術者 を専任で配置しなければならない。

3 監理技術者等の実質的関与の徹底

- (1) 監理技術者等は、施工計画書を自らが主体的に作成しなければならない。 また、施工計画書の提出に際して、監督員からその内容の説明を求められた 場合はこれに応じなければならない。
- (2) 監理技術者等は、工事の施工に当たり、一般交通や現場周辺への影響に関して、所轄警察署等関係機関、地域住民及び下請負者等に対する説明、交渉、周知等を主体的に行わなければならない。
- (3) 監理技術者等は、工事の施工に当たり、関係企業者等との連絡、調整を主体的に行うとともに、必要な官公署等への届出等を確実に行わなければならない。
- (4) 監理技術者等は、全体の工事の流れを常に掌握するとともに、日々の工事内容を把握し、作業着手前に作業責任者等に対し、作業内容の調整・確認及

び注意事項等の周知を行い、作業者全員に伝わるようにしなければならない。

- (5) 監理技術者等は、工事の施工中は適宜現場を巡回し、進行状況・作業内容の確認、安全管理、品質管理、出来形管理などを行い、必要に応じ適切な措置を講じなければならない。
- (6) 監理技術者等は、補助技術者が配置された場合にあっては、これを指揮・掌握するとともに、監理技術者等としての職務を補助技術者に任せ切りにせず、主体的に遂行しなければならない。

4 下請負の適正化

- (1) 下請負者が、請け負った工事について執行調整や施工管理等の管理業務の みを行い、工事業務のほとんど全てを再下請負に付することを、原則として 請負者は認めてはならない。
- (2) 請負者は、下請負者の配置技術者に、請負者自らの工事はもとより、他の下請負者の担当する工事の管理業務等を代行させてはならない。
- (3) 請負者は、歩行者や一般交通など第三者に対する安全確保については、請負者自らの責任において行わなければならない。ただし、下請負者が自らの工事のみを単独で実施できる範囲については、当該下請負者に行わせることができる。
- (4) 重機械のオペレーター付きリースについては、そのオペレーターを雇用する者と下請負契約を締結するものとする。
- (5) 請負者は、主たる工種に係る主要な材料については、原則として請負者自らが調達しなければならない。
- (6) 請負者が共同企業体である場合は、共同企業体の行う取引が構成員個人としてでの取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、下請契約は共同企業体の名称を冠し、共同企業体の名称を冠した代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者の名義で締結すること。

また、共同企業体の預金口座については、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとする。

5 施工体制台帳及び施工体系図

- (1) 請負者は、工事を施工するために下請け契約を締結する場合は、下請金額 にかかわらず全ての工事において、施工体制台帳及び施工体系図を作成しな ければならない。
- (2) 施工体制台帳及び施工体系図(以下「施工体制台帳等」という。)には、実際に工事に従事している全ての下請負者を漏れなく記載しなければならない。この場合、オペレーター付きリース下請負契約はもとより、建設副産物

等の運搬及び交通整理員等の業務委託契約についても記載するものとする。

- (3) 施工体制の実態確認に係わる下請負契約の費用の支払い状況については、 総括監督員及びその上司等から説明を求められた場合に、これを証明する資料の提示などによって応じなければならない。
- (4) 施工体制台帳には、別に定めた様式(江東区土木部「請負者等提出書類処理基準・同実施細目(別記様式 I 第 150 号)」)に基づき作業員名簿を添付するものとする。
- (5) 施工体系図の掲示に当たっては、誰もが見やすいように文字の大きさなど に留意しなければならない。

6 施工計画書

- (1) 施工計画書は、契約の日の翌日から起算して、遅くとも3週間以内に提出しなければならない。ただし、請負者の責に帰さない事由により、期限内の提出ができないときは、監督員の指示に従うものとする。
- (2) 大規模工事、特殊な工事等で監督員の承諾を得たものについては、施工計画書を段階的に提出できるものとする。この場合、最初の施工計画書には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するとともに、前項に基づき提出しなければならない。なお、後続の工事に関する施工計画書については、当該工事の施工前に、工期に遅れが生じない期間内又は監督員の指示する期日までに提出しなければならない。
 - ア 全体の実施工程の概要
 - イ 現場組織・施工体制の概要
 - ウ緊急時の体制
 - 工 当面実施する工事の内容
 - オ その他、監督員の指示する事項